



鳥取県公報

平成16年11月12日(金)
第 7 6 3 7 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	特定非営利活動法人の設立の認証の申請（2件）（879・880）（協働推進室）..... 1
	児童福祉法による指定居宅支援事業者の指定（881）（障害福祉課）..... 2
	身体障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定（882）（"）..... 3
	知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定（883）（"）..... 4
	保安林の指定の解除予定（884）（森林保全課）..... 4
	保安林の指定施業要件の変更予定（885）（"）..... 5
	建築基準法に基づく指定確認検査機関の確認検査の業務を行う 事務所の所在地の変更の届出（886）（建築課）..... 6
公 告	鳥取県採石条例の規定に基づく認可状況の公表（治山砂防課）..... 6
	鳥取県砂利採取条例の規定に基づく認可状況の公表（2件）（"）..... 7
調達公告	公募型指名競争入札の実施（3件）（管理課）..... 8
	落札者の決定（2件）（出納室）..... 15

告 示

鳥取県告示第879号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成16年12月21日までの間、鳥取県企画部協働推進室において公衆の縦覧に供する。

平成16年11月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 申請のあった年月日
平成16年10月21日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 国際セーヴァの会
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
木村 秀子
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
米子市三本松一丁目2 - 24
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、タイ国に対して、日本語教育に係る事業を行い、タイ国の貧しい家庭の子供達への日本語教育の支援や学費支援、並びに、留学生の受け入れ等を通して文化交流、並びに、タイ国の発展に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第880号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成16年12月22日までの間、鳥取県企画部協働推進室において公衆の縦覧に供する。

平成16年11月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 申請のあった年月日

平成16年10月22日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 和みの郷

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

北村 和夫

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

鳥取市古海476

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、不特定多数の福祉サービスを必要とする方を対象にして、老人福祉などの在宅介護事業を行い、地域と社会の福祉の増進を図り、広く公益に貢献することを目的とする。

鳥取県告示第881号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の10第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を指定したので、同法第21条の23の規定により次のとおり告示する。

平成16年11月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	児童居宅生活支援事業を行う事業所の名称	児童居宅生活支援事業を行う事業所の所在地	児童居宅支援の種類	指定年月日
社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会	鳥取市富安二丁目104 - 2	鳥取市社会福祉協議会鳥取事業所	鳥取市富安二丁目104 - 2	居宅介護	平成16年11月1日
〃	〃	鳥取市社会福祉協議会国府事業所	鳥取市国府町糸谷15 - 1	〃	〃
〃	〃	鳥取市社会福祉協議会河原事業所	鳥取市河原町渡一木277 - 1	〃	〃
〃	〃	鳥取市社会福祉協議会	鳥取市用瀬町別府	〃	〃

		用瀬事業所	96 - 2		
"	"	鳥取市社会福祉協議会 佐治事業所	鳥取市佐治町加瀬 木2171 - 2	"	"
"	"	鳥取市社会福祉協議会 気高事業所	鳥取市気高町浜村 8 - 8	"	"
"	"	鳥取市社会福祉協議会 鹿野事業所	鳥取市鹿野町今市 651 - 1	"	"
"	"	鳥取市社会福祉協議会 青谷事業所	鳥取市青谷町善田 31 - 1	"	"
有限会社タニノ エージェンシー	西伯郡大山町保田 199 - 1	ひだまり快護倶楽部	米子市二本木124 - 1	"	"

鳥取県告示第882号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の4第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を指定したので、同法第17条の23の規定により次のとおり告示する。

平成16年11月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所の名称	身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所の所在地	身体障害者居宅支援の種類	指定年月日
社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会	鳥取市富安二丁目 104 - 2	鳥取市社会福祉協議会 鳥取事業所	鳥取市富安二丁目 104 - 2	居宅介護	平成16年 11月1日
"	"	鳥取市社会福祉協議会 国府事業所	鳥取市国府町糸谷 15 - 1	"	"
"	"	鳥取市社会福祉協議会 河原事業所	鳥取市河原町渡一 木277 - 1	"	"
"	"	鳥取市社会福祉協議会 用瀬事業所	鳥取市用瀬町別府 96 - 2	"	"
"	"	鳥取市社会福祉協議会 佐治事業所	鳥取市佐治町加瀬 木2171 - 2	"	"
"	"	鳥取市社会福祉協議会 気高事業所	鳥取市気高町浜村 8 - 8	"	"
"	"	鳥取市社会福祉協議会 鹿野事業所	鳥取市鹿野町今市 651 - 1	"	"
"	"	鳥取市社会福祉協議会 青谷事業所	鳥取市青谷町善田 31 - 1	"	"
有限会社タニノ エージェンシー	西伯郡大山町保田 199 - 1	ひだまり快護倶楽部	米子市二本木124 - 1	"	"

鳥取県告示第883号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を指定したので、同法第15条の23の規定により次のとおり告示する。

平成16年11月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	知的障害者居宅支援事業を行う事業所の名称	知的障害者居宅支援事業を行う事業所の所在地	知的障害者居宅支援の種類	指定年月日
社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会	鳥取市富安二丁目104 - 2	鳥取市社会福祉協議会鳥取事業所	鳥取市富安二丁目104 - 2	居宅介護	平成16年11月1日
〃	〃	鳥取市社会福祉協議会国府事業所	鳥取市国府町糸谷15 - 1	〃	〃
〃	〃	鳥取市社会福祉協議会河原事業所	鳥取市河原町渡一本277 - 1	〃	〃
〃	〃	鳥取市社会福祉協議会用瀬事業所	鳥取市用瀬町別府96 - 2	〃	〃
〃	〃	鳥取市社会福祉協議会佐治事業所	鳥取市佐治町加瀬木2171 - 2	〃	〃
〃	〃	鳥取市社会福祉協議会気高事業所	鳥取市気高町浜村8 - 8	〃	〃
〃	〃	鳥取市社会福祉協議会鹿野事業所	鳥取市鹿野町今市651 - 1	〃	〃
〃	〃	鳥取市社会福祉協議会青谷事業所	鳥取市青谷町善田31 - 1	〃	〃
有限会社タニノエージェンシー	西伯郡大山町保田199 - 1	ひだまり快護倶楽部	米子市二本木1124 - 1	〃	〃

鳥取県告示第884号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成16年11月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

1(1) 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡琴浦町大字中尾字濱田10・字大浜13（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

潮害の防備

(3) 解除の理由

河川管理施設用地とするため

2(1) 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡琴浦町大字中尾字大浜17の1から17の3まで(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的

風害の防備

(3) 解除の理由

河川管理施設用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第885号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成16年11月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町湯河字出立1017の1から1017の4まで、1018、1035の2(次の図に示す部分に限る。)、1035の11、1035の12、1035の15、1035の17、1035の24、1035の26、1035の28から1035の30まで、1035の33から1035の37まで、1035の46、1035の49、字稲積奥1039、萩原字中井谷120の1から120の3まで、新屋字野組1848の1から1848の4まで、1848の6、1848の23(次の図に示す部分に限る。)、1853から1857まで、字ツク谷1859の1(次の図に示す部分に限る。)、1859の2から1859の19まで、1859の22、1859の24、1859の27、1859の46、1859の47、1859の49、1859の55、1859の56、1859の59、1859の64、1859の65、字坂郷1860の1、1860の9、1860の11から1860の16まで、1861、1862、字野富1866の1、1868から1870まで、字高橋山1871、字平吹1872、1873の1から1873の7まで、上石見字山根鉄山所隠地1212の1、1212の2、字山根鉄山所1263、字正カク1282、1283、字山根奥1284の16、中石見字抜戸1322の101、1322の102、1322の113、字上大倉山1544の1、字中大倉山1548の1、1550、1551、字下大倉山1552、1553、1554の41、1554の42、1556、花口字長者原1の7、1の22、1の47から1の52まで、字大倉山1353の24、1353の26から1353の28まで、1353の65、字大原山1989の2(次の図に示す部分に限る。)、字花口東山1995、1995の1、1995の5から1995の8まで、1995の19、1995の25から1995の31まで、1995の134、1995の158、1995の161、神戸上字桑平山3084の2・3084の4・3085(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、字明石焼山3122の1、3123の1、3123の7から3123の14まで、字焼山下モ蔵3146の1、3147の1、3147の9、字桑平隠地山3195、字隠地3273、字大倉山3331

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、日南町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町湯河字出立1019の1、1024から1028まで、1031の1、1032から1034まで、1035の1、

1035の16、1035の53

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、日南町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第886号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の21第2項の規定に基づく指定確認検査機関の確認検査の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成16年11月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定確認検査機関の名称及び所在地

財団法人鳥取県建築住宅検査センター

鳥取市田園町三丁目375

2 変更後の確認検査の業務を行う事務所の所在地

鳥取市田園町三丁目375及び倉吉市宮川町188 - 9

公 告

採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）第11条の規定により次のとおり公表する。

平成16年11月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	認可の内容			認可年月日
		採石場の所在地及び面積	採取をする岩石の種類及び数量	認可の期間	
巴産業有限会社 代表取締役 今田治継	日野郡日南町霞 1300	日野郡日南町印賀 220 - 27外 5 筆 (9,972平方メー	風化花崗岩 (23,580立方メー トル)	平成16年10月19日 から平成17年10月 18日まで	平成16年10月 19日

		トル)			
有限会社工房鋳業 代表取締役 西原利幸	東伯郡湯梨浜町 大字漆原388	東伯郡三朝町大字 片柴字岡平645外 14筆 (85,787平方メー トル)	風化花崗岩(真砂 土)(234,200立方 メートル)	平成16年10月25日 から平成19年10月 24日まで	平成16年10月 25日

砂利採取法(昭和43年法律第74号)第16条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例(平成15年鳥取県条例第73号)第11条の規定により次のとおり公表する。

平成16年11月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

氏名(名称及び 代表者の氏名)	住所(主たる事 務所の所在地)	認可の内容			認可年月日
		砂利採取場の所在 地及び面積	採取をする砂利の 種類及び数量	認可の期間	
有限会社コウメイ 代表取締役 岡村直美	鳥取市湖山町北 一丁目311	鳥取市賀露町南五 丁目2327外1筆 (2,942.78平方メー トル)	砂(6,284.24立方 メートル)	平成16年10月1日 から平成17年9月 30日まで	平成16年10月 1日

砂利採取法(昭和43年法律第74号)第20条第1項の規定に基づき、採取計画の変更の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例(平成15年鳥取県条例第73号)第11条の規定により次のとおり公表する。

平成16年11月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

氏名(名称及び 代表者の氏名)	住所(主たる 事務所の所在 地)	採取場の所在 地及び面積	認可の内容			認可年月日
			変更事項	変更前の内容	変更後の内容	
有限会社湯川建設 代表取締役 湯川繁	鳥取市湖山町 東四丁目90	鳥取市湖山町 西四丁目 123外1筆 (1,895.68平 方メートル)	砂利採取場の 区域	鳥取市湖山町 西四丁目123 (1,408.55平 方メートル)	鳥取市湖山町 西四丁目 123外1筆 (1,895.68平 方メートル)	平成16年10月 7日
			採取する砂利 の数量	3,079.95立 方 メートル	4,691.76立 方 メートル	

調 達 公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成16年11月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

(1) 工 事 名 一般国道178号(東浜居組道路)道路改良工事(高架橋上部工1工区)

(2) 工事場所 岩美郡岩美町大字陸上

(3) 工事内容

本件工事は、特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)による共同施工により、一般国道178号の高架橋の上部工を製作し、及び架設するものである。

(4) 工事の規模、構造等

橋梁^{りょう}上部工

ポストテンション方式6径間^{けた}連結合成桁

L = 197.0メートル

W = 7.0 (11.0) メートル

桁^{けた}製 作 24本

桁^{けた}架 設 24本

横 組 工 一式

床 版 工 一式

連 結 工 一式

支 承 工 一式

付 属 物 工 一式

(5) 工 期 平成16年11月から平成18年5月31日まで

(6) 予定価格 469,554,750円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類(以下「技術資料等」という。)の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

ア 共同企業体が、2者により自主的に結成されたものであること。

イ 各構成員の出資比率が、30パーセント以上であること。

ウ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成16年11月12日(金)から同月24日(水)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

ウ 平成16年4月1日(木)から同年11月24日(水)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者(入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。)でないこと。

エ 各構成員が、本件工事に係る入札（以下「本件入札」という。）において他の共同企業体の構成員でないこと。

オ 本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。

(3) 共同企業体の代表者の資格

ア 土木工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。

イ 平成14年鳥取県告示第367号（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）又は平成15年鳥取県告示第442号（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）（以下これらを「入札参加資格告示」という。）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、プレストレスト・コンクリート工事に係るものを有すること。

ウ 建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成14年10月1日から平成15年9月30日（合併、分割又は営業の譲渡の期日等を審査基準日とした経営事項審査にあっては、平成16年11月24日）までの間にあるものに限る。）の結果におけるプレストレスト・コンクリート工事の総合評定値が1,150点以上であること。

エ 平成7年度以降に工事が完成し、及び引渡しの完了している、PC連結^{けた}合成桁橋（道路橋に限る。）の上部工^{けた}の製作から架設までの一連の工事（以下「同種工事」という。）を元請として施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、代表者として施工したものに限る。

オ 次に掲げる基準を満たす者で、本件工事における架設を実施する期間中、監理技術者として専任で配置することができるものを有すること。

(ア) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であって、技術資料等の提出のあった日の3月以上前から継続しているものをいう。）にある者であること。

(イ) 平成7年度以降に同種工事を元請として施工した者の監理技術者又は主任技術者（以下「技術者等」という。）として当該同種工事を施工管理した実績を有する者であること。ただし、共同企業体の施工した同種工事を施工管理した実績については、代表者の技術者等として施工管理したものに限る。

(ウ) 建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の技術検定に合格した者であること。

(エ) 土木工事業について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

(4) 共同企業体の代表者以外の者の資格

ア 県内に本店を有する者であること

イ 土木工事業について、建設業法第3条第6項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けていること。

ウ 入札参加資格のうち、一般土木工事のA級に係るものを有し、かつ、入札参加資格告示4による資格決定通知書に記載された一般土木工事における総合点数が1,100点以上であること。

エ 次に掲げる基準を満たす者で、本件工事における架設を実施する期間中、主任技術者又は監理技術者として専任で配置することができるものを有すること。

(ア) (3)のオの(ア)の基準を満たす者であること。

(イ) 主任技術者^{けた}にあっては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級又は2級の土木施工管理の技術検定に合格した者であること。

(ウ) 監理技術者^{けた}にあっては、(3)のオの(ウ)及び(エ)の基準を満たす者であること。

3 技術資料等の作成及び提出

(1) 技術資料等作成要領の交付

技術資料等作成要領は、平成16年11月12日（金）から同月24日（水）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm/nyuusatujuhou/doboku/mokuji.htm>）から入手するものとする。ただし、これによりがたい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成16年11月12日（金）から同月24日（水）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220	鳥取県県土整備部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）
鳥取市立川町六丁目176	鳥取県鳥取地方県土整備局総務課（東部総合事務所内）
八頭郡郡家町大字郡家100	鳥取県八頭地方県土整備局総務課（八頭総合事務所内）
倉吉市東巖城町2	鳥取県中部総合事務所県土整備局建設総務課
米子市鞆町一丁目160	鳥取県西部総合事務所県土整備局建設総務課
日野郡日野町根雨140-1	鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料等作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料等の審査

提出された技術資料等を審査し、2に掲げる要件をすべて満たしていることが確認された共同企業体をすべて指名するものとする。本件入札の期日、場所等は、当該指名の際に通知する。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県県土整備部管理課建設業係（電話番号0857-26-7347）とする。

(2) 技術資料等が提出されることをもって、提出者に本件入札に参加する意思があるものとみなす。

(3) 技術資料等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(4) 技術資料等の提出は、本件入札への参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されとは限らない。

(5) 技術資料等その他提出された書類は、返却しない。

(6) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(7) 提出された技術資料等は、提出者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(8) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った共同企業体とする。ただし、その共同企業体の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその共同企業体と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の共同企業体のうち最低の価格をもって入札をしたものを落札者とする。

(9) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）第8条の規定による契約保証金を請負代金の額の10分の3以上の額とするとともに、同規則第60条第1項の規定による前金払の額を請負代金の額の10分の2以下

の額とする。

- (10) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、本件工事における架設を実施する期間中、2の(3)のオの監理技術者及び2の(4)の工の主任技術者又は監理技術者に加え、2の(3)のオの(ア)及び(ウ)に掲げる基準を満たす者を1名専任で配置することを求める。この場合においては、その者が共同企業体のどの構成員に属するかを問わない。
- (11) 技術資料等を提出した共同企業体のうち、2に掲げる要件を満たすものが1つしかない場合は、本件入札を中止する。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成16年11月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 業務の概要

- (1) 業 務 名 一般県道河原インター線道路改良工事「橋梁詳細設計委託」(3号橋)
- (2) 業務場所 八頭郡船岡町大字船岡
- (3) 業務内容
本件業務は、八頭郡船岡町大字船岡地内の一般県道河原インター線の3号橋の詳細設計を行うものである。
- (4) 業務の概要
橋梁^{りょう}詳細設計
橋長 L = 151.0メートル
幅員 W = 6.5 (8.5) メートル
- (5) 履行期間 平成16年11月から平成17年3月25日まで
- (6) 予定価格 36,461,250円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成14年鳥取県告示第648号(測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について)又は平成15年鳥取県告示第700号(測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について)に基づく入札参加資格(以下「入札参加資格」という。)のうち、土木関係建設コンサルタント業務に係るものを有すること。
- (3) 平成16年11月12日(金)から同月19日(金)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 平成16年4月1日(木)から同年11月19日(金)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者(入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。)でないこと。
- (5) 県内に入札・契約の権限を有する事務所又は事業所(以下「事務所等」という。)を有する者にあつては、次に掲げる基準のいずれかを満たしていること。
- ア 県内の事務所等に常勤の技術者(測量業務、土木関係建設コンサルタント業務又は地質調査業務に従事している者で1年以上の実務経験を有する者をいう。以下同じ。)を20名以上有すること。
- イ 技術士法(昭和58年法律第25号)第6条の規定により実施される第二次試験のうち、技術士となるのに必要な技術部門(建設部門又は総合技術監理部門に限る。)に合格し、かつ、同法第32条第1項の規定に

よる登録を受けている常勤の技術部門の要員を30名以上有すること。

- (6) 県内に事務所等を有しない者にあつては、(5)のイに掲げる基準を満たしていること。
- (7) 平成7年度以降に業務が完了し、成果品を納入している単純鋼橋及びP C連続橋の詳細設計（動的解析を含むものに限る。）並びに橋梁下部工の詳細設計の業務（以下「同種業務」という。）を元請として実施した実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員として実施した実績については、代表者として実施したものに限る。
- (8) 次に掲げるいずれかの基準を満たす者で、本件業務の実施期間中、管理技術者及び照査技術者として配置できるものを有すること。なお、管理技術者と照査技術者とは、同一の者であつてはならない。
- ア 技術士法第6条の規定により実施される第二次試験のうち、技術部門を建設部門若しくは総合技術監理部門とするものに合格し、同法第32条第1項の規定による登録を受けている者
- イ 社団法人建設コンサルタンツ協会の行うシビルコンサルティングマネージャの資格試験のうち、技術部門を道路部門又は鋼構造物及びコンクリート部門とするものに合格し、その登録を受けている者

3 技術資料の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、平成16年11月12日（金）から同月19日（金）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm/nyusatujouhou/doboku/mokuji.htm>）から入手するものとする。ただし、これによりがたい者には、次により交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成16年11月12日（金）から同月19日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220	鳥取県県土整備部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）
鳥取市立川町六丁目176	鳥取県鳥取地方県土整備局総務課（東部総合事務所内）
八頭郡郡家町大字郡家100	鳥取県八頭地方県土整備局総務課（八頭総合事務所内）
倉吉市東巖城町2	鳥取県中部総合事務所県土整備局建設総務課
米子市鞆町一丁目160	鳥取県西部総合事務所県土整備局建設総務課
日野郡日野町根雨140-1	鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき、作成した技術資料を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のイに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、2に掲げる要件を満たしていることが確認された者は、すべて指名する。

4 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県県土整備部管理課建設業係（電話番号0857 - 26 - 7347）とする。
- (2) 技術資料が提出されることをもって、提出者に本件入札に参加する意思があるものとみなす。
- (3) 技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があつても指名されると

は限らない。

- (5) 技術資料その他提出された書類は、返却しない。
- (6) 業務内容に関する説明会は、行わない。
- (7) 提出された技術資料は、提出者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。
- (8) 技術資料を提出し、2の要件を満たす者が1者のみの場合は、当該入札は中止する。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成16年11月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 業務の概要

- (1) 業 務 名 県営汗入2期地区農免農道(1号橋)実施設計業務
- (2) 業務場所 西伯郡中山町松河原
- (3) 業務内容

本件業務は、西伯郡中山町松河原地内の県営汗入2期地区農免農道の1号橋の詳細設計を行うものである。

- (4) 業務の概要

橋梁^{りょう}詳細設計

P C 2 径間連続Tラーメン箱^{けた}橋

橋長 L = 110メートル

幅員 W = 5.5 (6.5) メートル

設計内容

上部工 一式

下部工

逆T式橋台 2基

深礎基礎(橋台) 2基

壁式橋脚 1基

- (5) 履行期間 平成16年11月から平成17年3月25日まで
- (6) 予定価格 39,469,500円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成14年鳥取県告示第648号(測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について)又は平成15年鳥取県告示第700号(測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について)に基づく入札参加資格(以下「入札参加資格」という。)のうち、土木関係建設コンサルタント業務に係るものを有すること。
- (3) 平成16年11月12日(金)から同月19日(金)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 平成16年4月1日(木)から同年11月19日(金)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者(入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。)でないこと。
- (5) 県内に入札・契約の権限を有する事務所又は事業所(以下「事務所等」という。)を有する者において

は、次に掲げる基準のいずれかを満たしていること。

ア 県内の事務所等に常勤の技術者（測量業務、土木関係建設コンサルタント業務又は地質調査業務に従事している者で1年以上の実務経験を有する者をいう。以下同じ。）を20名以上有すること。

イ 技術士法（昭和58年法律第25号）第6条の規定により実施される第二次試験のうち、技術士となるのに必要な技術部門（建設部門又は総合技術監理部門に限る。）に合格し、かつ、同法第32条第1項の規定による登録を受けている常勤の技術部門の要員を30名以上有すること。

(6) 県内に事務所等を有しない者にあつては、(5)のイに掲げる基準を満たしていること。

(7) 平成7年度以降に業務が完了し、成果品を納入しているPC連続橋の詳細設計（動的解析を含むものに限る。）及び杭基礎工^{くわい}を有する橋梁下部工^{りょう}の詳細設計の業務（以下「同種業務」という。）を元請として実施した実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員として実施した実績については、代表者として実施したものに限る。

(8) 次に掲げるいずれかの基準を満たす者で、本件業務の実施期間中、管理技術者及び照査技術者として配置できるものを有すること。なお、管理技術者と照査技術者とは、同一の者であつてはならない。

ア 技術士法第6条の規定により実施される第二次試験のうち技術部門を建設部門若しくは総合技術監理部門とするものに合格し、同法第32条第1項の規定による登録を受けている者

イ 社団法人建設コンサルタンツ協会の行うシビルコンサルティングマネージャの資格試験のうち、技術部門を道路部門又は鋼構造物及びコンクリート部門とするものに合格し、その登録を受けている者

3 技術資料の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、平成16年11月12日（金）から同月19日（金）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm/nyuusatujuhou/doboku/mokuji.htm>）から入手するものとする。ただし、これによりがたい者には、次により交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成16年11月12日（金）から同月19日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220	鳥取県県土整備部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）
鳥取市立川町六丁目176	鳥取県鳥取地方県土整備局総務課（東部総合事務所内）
八頭郡都家町大字郡家100	鳥取県八頭地方県土整備局総務課（八頭総合事務所内）
倉吉市東巖城町2	鳥取県中部総合事務所県土整備局建設総務課
米子市鞆町一丁目160	鳥取県西部総合事務所県土整備局建設総務課
日野郡日野町根雨140-1	鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき、作成した技術資料を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を審査し、2に掲げる要件を満たしていることが確認された者は、すべて指名する。

4 その他

- (1) 関連情報を入力するための照会窓口は、鳥取県県土整備部管理課建設業係（電話番号0857 - 26 - 7347）とする。
- (2) 技術資料が提出されることをもって、提出者に本件入札に参加する意思があるものとみなす。
- (3) 技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されとは限らない。
- (5) 技術資料その他提出された書類は、返却しない。
- (6) 業務内容に関する説明会は、行わない。
- (7) 提出された技術資料は、提出者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。
- (8) 技術資料を提出し、2の要件を満たす者が1者のみの場合は、当該入札は中止する。

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年11月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 調達物品の名称及び数量 医療機器 一式
- 2 契 約 方 式 一般競争入札
- 3 落 札 日 平成16年9月2日
- 4 落札者の名称及び所在地 新光医療器株式会社
米子市西町149
- 5 落 札 金 額 246,750,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 入 札 公 告 日 平成16年7月23日
- 7 落 札 方 式 最低価格落札方式
- 8 契約事務担当部局の名称 鳥取県出納局出納室
及び所在地 鳥取市東町一丁目220

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年11月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 調達物品の名称及び数量 厨房機器 一式
- 2 契 約 方 式 一般競争入札
- 3 落 札 日 平成16年9月2日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社マルゼン
東京都台東区根岸二丁目19 - 18
- 5 落 札 金 額 18,690,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 入 札 公 告 日 平成16年7月23日
- 7 落 札 方 式 最低価格落札方式

8 契約事務担当部局の名称 鳥取県出納局出納室
及び所在地 鳥取市東町一丁目220